

2 土地区画整理組合の事業指導について

昭和 50. 7 .18 付 計第 277 号の 2
関係市町長あて
岐阜県土木部都市整備局長通知

貴市（町）管下において施工中の土地区画整理組合の事業及び運営については、日頃その育成指導にご努力願っているところでありますが、今般別紙（写）のとおり組合運営の方針を定め各組合に通知しましたので、今後は下記事項に留意の上組合指導に万全を期されるように願います。

おって昭和44年9月22日付計第534号「土地区画整理組合の事業指導強化について」（岐阜県土木部長通知）及び昭和50年6月10日付「土地区画整理組合の文書の経由機関について」（岐阜県都市整備局計画課長事務連絡）は廃止します。

記

1．総会等の出席について

組合が開催する総会、総代会等には、必ず担当課（係）職員を出席させるようにすること。

2．会計事務の適正化について

予算の編成及び決算の認定事務については、その作成にあたり必要な助言指導を行うこと。

なお、会計事務については、文書の作成、保存及び適正な経理がなされるよう十分指導をすること。

3．報告文書等の提出について

組合の議決事項及び議事録（写）の報告等については、そのつど助言指導を経た後提出するよう指導願いたい。

4．事業進行状況報告について

組合事業の適正運営と早期完了を期するため今年度より組合事業の内容について事情聴取を行うことにしたのでその節には、貴市（町）の担当職員の同行を願いたい。

なお、日程については、別途通知するものとする。

5．土木事務所との協議について

従来から事業計画、実施計画及び当該年度における工事内容については、土木事務所と協議願うこととしてきましたが、まだ十分に行われていないので今後は必ず土木事務所と協議の上、県に提出されたい。